

伊賀市障がい者福祉計画

伊賀市

平成20年3月

目 次

第1章 計画策定にあたっての基本的事項	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	2
5. 計画の推進方法	3
第2章 伊賀市の概況	4
1. 人口・世帯の状況	4
2. 障がいのある人の状況	5
第3章 障がい者福祉の基本方向	6
1. 障がい者福祉の基本理念	6
2. 障がい者福祉の目標	7
3. 目標実現に向けた取り組みを進めるうえでの視点	8
第4章 基本計画	10
I. 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる	12
1. 情報提供と相談支援の推進	12
2. 生活を支援するサービスの推進	16
3. 健康の保持・増進への支援	19
II. 生涯を通じた発達と社会参加支援のしくみをつくる	21
1. 系統的な発達支援システムの確立	21
2. 早期療育と保育の推進	22
3. 学齢期の子どもの教育・療育の推進	24
4. 社会参加活動の推進	26
5. 就労支援の推進	28
III. だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる	31
1. 市民の理解と協働の推進	31
2. 快適で安全なまちづくりの推進	33
第5章 計画推進のための取り組み	36

「障がい」の表記について

「障害」の「害」という漢字がもつマイナスの印象と、これを不快に感じる方の思いに配慮していく必要があると考え、「がい」をひらがなで表記することとしました。

漢字かひらがなかという議論自体を無意味に思うといった意見があることは承知していますが、「害」のマイナスイメージを払拭するとともに、障がいのある人への差別やさまざまなバリアについて、市や市民一人ひとりが考える契機にしていきたいと考えています。

なお、法律で定められた用語等については、混乱を避けるため漢字表記としています。

第1章 計画策定にあたっての基本的事項

1. 計画策定の目的

伊賀市は平成16年11月に上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町の6市町村が合併して誕生しました。新しいまちづくりの基本方針として策定した「伊賀市総合計画」は、めざす市のすがた（将来像）を「ひとが輝く 地域が輝く」と定め、市民一人ひとりがいきいきと活動し、身近な地域から良くしていこうという取り組みを積み重ねていくことで、「住み良さが実感できる自立と共生のまち」の実現を目指しています。

また、「伊賀市地域福祉計画」では、「共：新しい自治」「安：安住の地域づくり」「参：高参加・高福祉」「転：福祉でまちづくり」「連：協働のしくみ」を理念に掲げ、市民とあらゆる機関・団体が参画した地域福祉の推進に取り組んでいます。

一方、障がい者福祉をとりまく状況は、平成18年度から施行された障害者自立支援法などによって大きく変化しています。障害者自立支援法では障がい福祉サービス等の提供主体が市町村に一元化され、これまで以上に地域の状況に応じた障がい者福祉を進めていくことが求められています。

新しい伊賀市のまちづくりに、障がいのある人が市民の一員として参加し、住み慣れたまちで、いつまでも安心して、共に助け合って暮らせるよう、一人ひとりのニーズと思いに沿った支援する取り組みを進めていくための基本方針として、「伊賀市障がい者福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

「伊賀市障がい者福祉計画」は、障害者基本法（第9条）に基づく本市の市町村障害者計画であり、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本方針である「伊賀市総合計画」や、社会福祉の基本計画である「伊賀市地域福祉計画」を、障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

本計画は、障害者自立支援法（第88条）に基づいて3年ごとに策定する「伊賀市障害福祉計画」の上位計画であり、「伊賀市障害福祉計画」と調和を図って策定します。

高参加・高福祉：伊賀市地域福祉計画で掲げている理念のひとつ。住民参加によって地域福祉力を高め、高福祉を実現することを目指している。

なお、この計画は、旧6市町村で策定された「上野市障害者福祉計画」と「伊賀地区町村障害者保健福祉計画」の後継計画となるものであり、これらの計画の進捗状況と課題をふまえて策定します。

3. 計画の期間

本計画は、「伊賀市障害福祉計画」との調和を図るために、第2期障害福祉計画の終了年次にあわせて、平成20年度から平成23年度までの4年間の計画とします。

4. 計画の策定方法

本計画は、平成17・18年度に実施したアンケート調査をはじめとしたデータを活用しつつ、市民や関係者等による議論を反映するために、「伊賀市障がい者福祉計画策定委員会」と「ワーキンググループ」での検討や、計画素案に対するパブリックコメントを実施し策定しました。また、「伊賀市障がい者福祉計画策定検討委員会」と「同プロジェクト会議」を設置し、庁内関係部局等での協議を行いました。

アンケート調査は、障がいのある人、障がいのある子どもの保護者、精神科医療機関に入院している人を対象に実施しました。調査の対象者は、18歳以上の身体障害者手帳所持者1,390人、18歳以上の療育手帳所持者395人、精神障害者保健福祉手帳所持者249人、精神科医療機関に入院している人110人、障がい者手帳を所持している18歳未満の児童の保護者171人の合計2,315人となりました。このうち1,431人から回答をいただき、回収率は61.8%でした。

表1-1 障がいのある人等へのアンケート調査の実施状況

調査の対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)	
身体障がい者	1,390	845	60.8	
知的障がい者	395	289	73.2	
障がい児	171	107	62.6	
精神障がい者	手帳所持者	249	108	43.4
	入院患者	110	82	74.5
計	2,315	1,431	61.8	

5. 計画の推進方法

本計画は、本市における障がい者福祉を推進するために関係する幅広い機関・団体等が参加する「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」で、具体的な推進方策の検討や計画の進捗状況の評価を行い、「伊賀市障害福祉計画」に反映させながら推進していきます。

伊賀市障がい者地域自立支援協議会：相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉をすすめるシステムづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関、市などで構成する。伊賀市では伊賀市障害福祉計画および伊賀市障がい者福祉計画の進捗状況の確認や評価も行うものとしている。

第2章 伊賀市の概況

1. 人口・世帯の状況

伊賀市の人口は、昭和50年ごろから企業の進出や住宅団地の開発などによって緩やかに増加してきましたが、近年は人口流入が落ち着きを見せはじめ、微増にとどまっています。

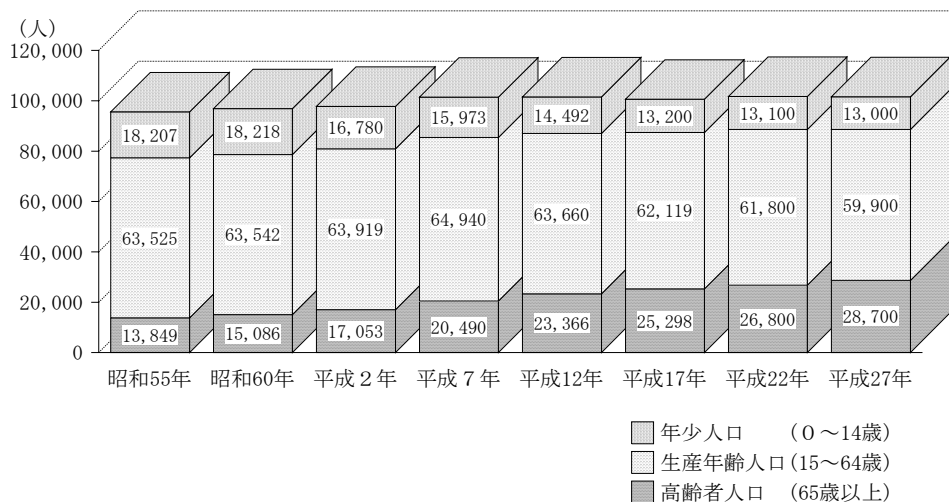
一方、少子高齢化が顕著であり、昭和55年から平成17年までの25年間に年少人口は27.5%減少したのに対して高齢者人口は82.7%も増加しており、総人口に占める年少人口、高齢者人口の割合は、昭和55年にはそれぞれ19.0%、14.5%だったものが、平成17年には13.1%、25.1%となっています。今後は生産年齢人口の比率も低下し、高齢化が一層進展すると予測されます。

また、核家族化がいつそう進んでいることから、世帯数は人口を上回る割合で増加しており、1世帯あたりの人員が減少しています。

表2-1 人口・世帯数の推移

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	18,207	18,218	16,780	15,973	14,492	13,200	13,100	13,000
	構成比(%)	19.0	18.8	17.2	15.7	14.3	13.1	12.9	12.8
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	63,525	63,542	63,919	64,940	63,660	62,119	61,800	59,900
	構成比(%)	66.5	65.6	62.6	64.0	62.7	61.7	60.8	59.0
高齢者人口 (65歳以上)	実数(人)	13,849	15,086	17,053	20,490	23,366	25,298	26,800	28,700
	構成比(%)	14.5	15.6	17.4	20.2	23.0	25.1	26.3	28.2
総 数	実数(人)	95,582	96,846	97,752	101,435	101,527	100,623	101,700	101,600
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 世 帯 数 (世帯)		25,238	26,391	27,724	30,797	32,730	34,620	-	-
1世帯あたり人口 (人)		3.78	3.66	3.52	3.29	3.10	2.90	-	-

資料：昭和55年～平成17年は国勢調査
平成22・27年は伊賀市総合計画



2. 障がいのある人の状況

障がい者手帳を所持している市民は約6,000人で、人口の約5%を占めています。平成19年12月1日現在の内訳をみると、身体障害者手帳所持者は5,118人で、そのうち約6割が肢体に障がいのある人です。また、療育手帳所持者は593人で、平成15年4月と比較して110人増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は303人で、平成15年3月の2倍以上と大きく伸びています。

障がいの重複化や多様化がみられるとともに、障がいのある人とその家族の高齢化が進んでいます。障がいのある人や障がいのある子どもをとりまく状況が年々大きく変化しており、核家族化をはじめとする家族形態の変化とともに、社会情勢の変化や価値観の多様化、人間関係の希薄化などにより、家族や地域の介助・支援機能が低下しています。

こうした状況のなか、平成18年10月に、障がいの種別にかかわらず共通のサービスを提供し、自立と社会参加を支援するよう、「障害者自立支援法」が本格施行されました。今後は、法に基づく福祉サービスの一元的な提供に向けて、地域の実情に応じた施策・事業展開を図るとともに、障がいのある人が安心して生活を営んでいける地域ケアの体制づくりが求められています。

表2-2 身体障害者手帳所持者数（平成19年12月1日現在）（単位：人）

区分	視覚	聴覚・平衡	肢体	音声・言語 ・そしゃく	内部	合計	計	
							者	児
1級	68	7	300	0	511	886	846	40
2級	112	124	479	4	12	731	698	33
3級	40	103	660	24	187	1,014	998	16
4級	42	114	879	25	258	1,318	1,314	4
5級	66	12	524			602	602	0
6級	74	255	238			567	561	6
計	402	615	3,080	53	968	5,118	5,019	99
H15.4.現在	452	704	2,925	49	817	4,947	4,856	91

資料：伊賀市社会福祉事務所

表2-3 療育手帳所持者数（平成19年12月1日現在）（単位：人）

区分	18歳以上	18歳未満	計	H15.4.現在
A（最重度・重度）	223	54	277	235
B（中度・軽度）	231	85	316	248
計	454	139	593	483

資料：伊賀市社会福祉事務所

表2-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成19年12月1日現在）

区分	所持者数	H15.3.現在	（単位：人）
1級	39	21	
2級	204	99	
3級	60	18	
計	303	138	

資料：伊賀市社会福祉事務所

第3章 障がい者福祉の基本方向

1. 障がい者福祉の基本理念

だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる

住み慣れた地域で多くの人々と協力しあいながら、「自分らしい暮らし」が送れることを誰もが願っています。支援や介護が必要なときも「いきいきと輝ける暮らし」を実現するよう支えあうことが、私たちがめざす障がい者福祉です。

障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりが主人公になって主体的に生きる力を身につけ、お互いの人権を尊重しあいながら、つながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう支援する「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」が必要です。

公的（フォーマル）な制度に基づくサービスを基盤としつつ、障がいのある人自身を含めた市民参加によって柔軟、多彩に展開される非公的（インフォーマル）な地域福祉活動との効果的な協働を進め、「高参加・高福祉」の障がい者福祉を実現していきます。

フォーマルなサービス：行政や福祉サービス事業者等が法律や制度に基づいて行う公的なサービス。
インフォーマルなサービス：家族や地域住民、ボランティアなどが主体的に行う非公的なサービス。
高参加・高福祉：1ページの解説を参照。

2. 障がい者福祉の目標

(1) 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

「自分らしい暮らし」を実現するには、一人ひとりのニーズや思いを出発点として、生活を考えていくことが大切です。その人が置かれている状況にあった支援を行っていくために必要な情報提供と相談支援に取り組み、権利擁護の視点にたって積極的な働きかけを行っていきます。また、地域の多様な力を活かして公的（フォーマル）、非公的（インフォーマル）なサービスの充実を図りつつ、これらを組み合わせた効果的な支援を行っていきます。

また、一人ひとりの主体的な健康づくりと的確な保健・医療サービスにより、自立した生活の基礎となる身体とこころの健康の保持・増進を推進します。

【目標を実現していくための取り組みの柱】

1. 情報提供と相談支援の推進
2. 生活を支援するサービスの推進
3. 健康の保持・増進への支援

(2) 生涯を通じた発達と社会参加支援のしくみをつくる

障がいのある人が主体的な意識をもって「自分らしい暮らし」の実現に取り組んでいくには、ライフステージに応じて必要な力を身につけるための学習・体験や療育等の機会を提供するとともに、それらの成果を活かして社会参加していくための支援を行っていくことが不可欠です。

生涯を通じた発達支援、就労支援、生活支援を系統的、継続的に行っていくよう、保健・医療・福祉、教育、労働等のさまざまな分野の機関等が情報を共有し、連携していきます。そして、障がいの種別や程度にかかわらず、地域で自立して生活していけるよう支援するしくみを構築していきます。

【目標を実現していくための取り組みの柱】

1. 系統的な発達支援システムの確立
2. 早期療育と保育の推進
3. 学齢期の子どもの教育・療育の推進
4. 社会参加活動の推進
5. 就労支援の推進

権利擁護：社会的支援を必要とする人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにするとともに、自分らしく生活できるよう支援すること。

フォーマルなサービス：6ページの解説を参照。

インフォーマルなサービス：6ページの解説を参照。

(3) だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが心地よく暮らせるまちをつくっていくには、あたたかい人と人のつながりと、快適で安全なまちづくりを進めていく必要があります。

障がいを「特別なもの」と考えるのではなく、共に生きる「地域の一員」としてみんなが理解しあい、支えあって暮らせる地域づくりに、障がいのある人自身も主体的に関わっていけるよう支援していきます。

【目標を実現していくための取り組みの柱】

1. 市民の理解と協働の推進
2. 快適で安全なまちづくりの推進

3. 目標実現に向けた取り組みを進めるうえでの視点

(1) 市民や団体等の理解と参加を推進する

「高参加・高福祉」を実現していくために、市民、あらゆる機関・団体、事業者等の障がい者福祉への理解と参加を推進します。そのために、幅広い市民参画のもとで推進されている「伊賀市地域福祉計画」との一体的な推進を図ります。

(2) 関係機関等のネットワークを構築する

市民や団体等の効果的な参加と協働を推進していくには、支援やコーディネートを進めるうえで中核となる専門機関等の役割が不可欠です。障がい者福祉に関わる幅広い関係機関等が連携し、各々の機能を発揮しながら効果的な支援を行っていくよう、「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」等を通じたネットワークづくりに積極的に取り組みます。

(3) 障がい者福祉の基盤を整備する

「伊賀市障害福祉計画」に目標数値を掲げる障がい福祉サービス等をはじめ、発達支援、就労支援、生活支援等に関わる各種のサービスが、ニーズに応じて市全域で同じように利用できるようにしていくために、サービスを提供する組織や施設等の基盤整備に、市民、関係機関・団体、事業者等と連携して取り組んでいきます。

特に、支援費制度の対象にされなかったことなどにより取り組みが遅れている精神障がい者に対するサービス提供体制を充実するよう、推進していきます。

高参加・高福祉：1ページの解説を参照。

伊賀市障がい者地域自立支援協議会：3ページの解説を参照。

支援費制度：行政がサービスを決定する従来のしくみ（措置制度）を改め、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接契約する制度として平成15年度に導入された。平成18年度からは障害者自立支援法に移行した。

(4) 多様な障がい等への対応を推進する

障害者自立支援法で身体障がい、知的障がい、精神障がいに対する支援が一元化されたことをふまえて、障がい種別を越えて多様なサービスを利用しあえるようにしていくとともに、各々の障がいの特性に応じた支援を行います。

また、重症心身障がいや難病、高次脳機能障がい、広汎性発達障がいなどのある人に対しても、一人ひとりのニーズに対応した支援ができるよう取り組んでいきます。

(5) 効果的な事業推進を図る

本計画に掲げた取り組みは、「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」において関係機関・団体、事業者等が協力して推進していくための具体的な方策を検討し、優先度なども定めながら効果的に推進していきます。

また、事業の評価などを行い、よりよい取り組みとしていくよう推進していきます。

重症心身障がい：重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態。

難病：国が「難病対策要綱」で定めた原因不明、治療法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病および経過が慢性にわたり、経済的問題や介護等で家庭の負担や精神的な負担が大きい疾病。現在123疾患が研究対象となる特定疾患に指定され、うち45疾患が医療費公費助成の対象とされている。

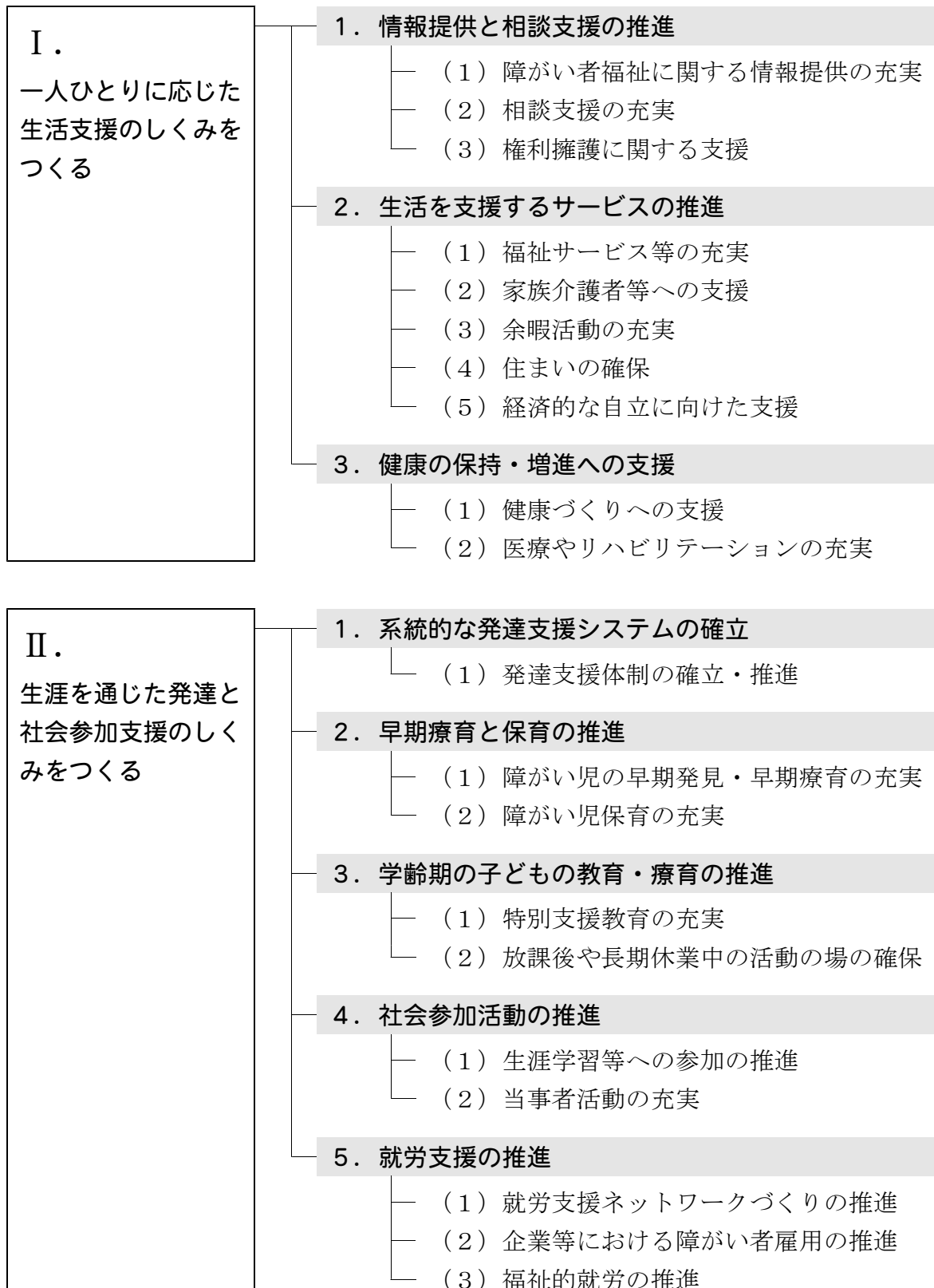
高次脳機能障がい：交通事故等による外傷性脳損傷などにより、言語、記憶、判断・遂行、認知などに障がいが残った状態。

広汎性発達障がい：相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係が取りにくい状態。言葉の遅れや強いこだわりが出る場合もある。

伊賀市障がい者地域自立支援協議会：3ページの解説を参照。

第4章 基本計画

【基本計画の体系】



Ⅲ.

だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

1. 市民の理解と協働の推進

- (1) 障がいについての理解と学習の推進
- (2) 障がい者を支援する地域福祉活動の推進

2. 快適で安全なまちづくりの推進

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- (2) 移動に関する支援
- (3) 防災、防犯に関する支援

I. 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

1. 情報提供と相談支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人が一人ひとりのニーズや思いに応じた支援を受けるために、実施しているサービスについて知ることができるよう、「広報いが市」や市のホームページ、障がい者福祉ガイドブック等で、障がい者福祉に関する各種制度やサービス内容に関する情報提供を行っています。

また、平成18年4月に「伊賀市障害者相談支援センター」を開設し、専門の相談員を配置して身体障がい・知的障がい・精神障がいに対応した各種の相談や、サービスの利用調整を行っています。平成19年4月には、身近なところで気軽に相談できる窓口として「ふくし相談支援センター」を市内6か所に設置し、あらゆる困りごとの相談に対応するとともに、必要に応じて専門機関等につないでいきます。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

『困った時の相談相手』として「相談機関」と答えた人は14.2%と少なく、一方で「相談する人がいない」と答えた人もいます。また、『必要な情報』として「相談できる場所の情報」と答えた人が31.7%であり、相談窓口は十分には知られていないといえます。

同じ障がいのある人同士の活動である「ピアカウンセラー」への相談も、精神障がいのある人の75.9%が希望しています。

【基本方針】

- 情報提供と相談支援は、一人ひとりのニーズや思いに応じた的確な支援を行っていくうえでの「要」となるものであり、身近にきめ細かく対応し、必要に応じてネットワークにつないでいくことで専門的な支援ができるしくみづくりを推進します。
- 相談支援とも連動させながら、生活のさまざまな場面に対応した権利擁護への支援を推進します。

障害者相談支援センター：障がいのある人やその家族、関係機関からの相談・援助に応じるとともに、サービス利用に関する計画づくりや利用調整などを行う窓口として伊賀市が設置した機関。

ふくし相談支援センター：身近な場所で保健、福祉、医療に関するあらゆる相談に応じ、各種の保健・福祉サービスを総合的に受けられるよう支援する窓口として、伊賀市が市内6か所に設置している。

ピアカウンセラー：同じ障がいがある人同士が対等な立場で話を聞きあう活動である「ピアカウンセリング」（14ページの解説を参照）を行う人。

権利擁護：7ページの解説を参照。

【基本計画】

(1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実

① 広報やパンフレット、多様なメディア等による総合的な情報提供の充実

障がい者福祉に関する情報を、「広報いが市」や市のホームページ、障がい者福祉ガイドブック等を活用して総合的に提供していきます。そのために、市が実施するサービスだけでなく、県や関係機関、市民や民間団体等の事業や活動についての情報も掲載していくよう、各々の協力を得ながらわかりやすい情報提供に努めます。

また、ホームページや行政情報チャンネルで随時最新の情報を提供していくとともに、電子メールやFAX等を活用して必要な人に情報を届けるなど、多様なメディアを活用して効果的な展開を図ります。あわせて、点字や音声などを活用した情報提供も充実していきます。

② きめ細かな情報提供の推進

障がい者福祉に関する情報が、必要な人に的確に伝わるよう、福祉サービス事業者や医療機関、教育機関、障がい者団体、民生委員児童委員や福祉協力員、ボランティア、住民自治協議会など、身近に接する人を通じたきめ細かな情報提供を推進します。そのために、各々への情報提供を行うなど、連携して取り組んでいきます。

③ 情報を活用する意識づくりの推進

障がいのある人自身や介護者などが、障がい者福祉に関する情報を収集したり活用する力を高めていくよう、障がい者団体等と協力して呼びかけや学習活動を進めていきます。

(2) 相談支援の充実

① 総合的な相談支援と相談支援ネットワークの推進

生活のさまざまな場面で支援が必要な人のニーズを的確に引き出し、必要なサービスにつないでいくよう、総合的な相談支援を推進します。

そのために、障害者相談支援センター、ふくし相談支援センターが中心となって推進するしくみを確立していくよう、専門性を高め、ニーズに応じた体制の確保に努めていきます。

また、各々の分野での相談支援機関、日常的に相談に対応している福祉サービス事業者、医療機関、教育機関や、障がい者相談員、民生委員児童委員をはじめ

福祉協力員：地域のなかで困りごとがある人を発見し、民生委員児童委員と連携して支援にあたるほか、必要な相談窓口につないだり、福祉に関する情報を住民に伝えるなどの役割を担うボランティア。

障害者相談支援センター：12ページの解説を参照。

ふくし相談支援センター：12ページの解説を参照。

障がい者相談員：障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う人。平成19年度は13人を市長が委嘱している。

とする地域で相談に対応している人々等のネットワークを充実していきます。そのために、お互いの取り組みを理解しあうとともに、個人情報保護しながら情報の共有を図りつつ、協力して問題解決を図っていくよう取り組んでいきます。

②ケアマネジメントの充実

一人ひとりのニーズに応じた継続的な相談支援を行っていくよう、相談支援機関や福祉サービス事業者等での個別支援計画の作成などによるケアマネジメントを推進します。

また、福祉施設や医療機関から地域生活に移行する人などをはじめ、特に計画的な支援が必要な人へのサービス利用計画の作成を推進し、個別ケア会議等を通じて関係機関等の連携を図りながら支援を行っていきます。

③ピアカウンセリングの推進

障がい者団体等と協力して講座の開催、相談の場づくりなどを進め、障がいのある人がお互いの力を活かして問題の解決を図るピアカウンセリングを推進していきます。

④身近な地域での相談推進

障がい者相談員や民生委員児童委員、福祉協力員、住民自治協議会等の協力を得て、支援が必要な人の発見や身近なところで気軽に相談できる場づくりに取り組んでいくとともに、必要に応じて専門的な相談機関等に的確につながるしくみづくりを推進します。

(3) 権利擁護に関する支援

①権利擁護に関する相談支援の充実

権利擁護に関する相談支援を充実していくよう、各相談支援機関等が連携して取り組んでいきます。

②日常生活自立支援事業の充実

判断能力に不安がある人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援などを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進を、各相談支援機関等と協力して図っていくとともに、ニーズに応じた専門員の配置や生活支援員の養成を進めていきます。

ピアカウンセリング：同じ障がいがある人同士が、対等な立場で話を聞きあう活動。「ピア」は「仲間」、「同等」などの意味。

障がい者相談員：13ページの解説を参照。

福祉協力員：13ページの解説を参照。

権利擁護：7ページの解説を参照。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）：知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人に、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う事業。

③成年後見制度の推進

成年後見制度を活用した権利擁護支援を進めていくよう、伊賀地域福祉後見サポートセンターが中心となって情報提供や相談支援を充実します。

また、後見活動を担う第三者後見人を確保するよう、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職と連携するとともに、市民による後見人等の養成を推進します。

④虐待等の早期発見と支援の推進

虐待等を早期に発見し、的確な支援につないでいくよう、市民や福祉サービス事業者、関係機関等と連携したしくみづくりを進めていきます。

成年後見制度：知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

権利擁護：7ページの解説を参照。

伊賀地域福祉後見サポートセンター：成年後見制度を使いやすいものとするため、伊賀市と名張市が設置した機関（伊賀市社会福祉協議会に委託）。成年後見制度に関する相談・助言、情報提供等や後見人の養成などの事業を実施。

2. 生活を支援するサービスの推進

【現状と課題】

ノーマライゼーションを実現し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするために、障がい福祉サービス等を身近なところで利用できるよう、本市では障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスとして、居宅介護（ホームヘルプサービス）、通所施設での支援、施設入所支援などを行うとともに、市の事業として自動車燃料券・タクシー料金の助成や訓練施設等への通所費助成事業などを行っています。

また、特殊寝台・点字器等の日常生活用具の給付、車いす・補聴器等の補装具費の支給事業のほか、更生医療や精神通院医療などの医療に関する支援を行っています。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

障がい福祉サービスを利用している人のうち、『障害者自立支援法が施行されて感じること』として「自己負担が多くなった」と答えた人が62.7%います。また、『今後の生活に対する不安』については、30.1%の人が「福祉サービスに関する自己負担」と答えるなど、サービスの利用に対する不安をあげた人が多いです。

また、家族か介護をしている人に『介助者の困りごと』を尋ねると、「精神的な負担が大きい」、「経済的な負担が大きい」と多くの方が答えています。

【基本方針】

- 障がいのある人一人ひとりのニーズにきめ細かく対応し、質の高い生活や介護を支援するサービスを提供していくよう、地域のあらゆる力を活かして取り組みます。あわせて、家族が安心して介護できるよう支援を充実します。
- 地域で自立した生活を送れるよう、住まいの確保や経済的な自立に向けた支援を推進します。

【基本計画】

（1）福祉サービス等の充実

①障がい福祉サービス等の充実

多様なニーズに応じた障がい福祉サービス等が身近なところで利用できるよう、福祉サービス事業者等と連携して、人材や拠点の確保と新たな開発を推進します。

また、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応し、質の高いサービスを提供していくために、事業者や従事者の意識や技術を一層高めていくよう、情報提供や研修を推進します。

ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会だという、社会福祉の基本となる考え方。

②地域生活に移行する人への支援

福祉施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるため、一人ひとりのニーズに対応したサービスを提供していくよう、取り組んでいきます。

③難病患者、高次脳機能障がい者、発達障がい者等への支援

専門的な支援を必要とする難病や高次脳機能障がい、発達障がいのある人への支援を進めていくよう、専門機関や医療機関等と連携を図り、新たなサービス資源の開発なども行いながら取り組んでいきます。

また、重症心身障がいや精神障がいのある人の支援について、専門機関や医療機関等との連携を強化しながら、一層推進していきます。

④インフォーマルな活動等との連携

障がい福祉サービス等の公的なサービスを基盤として、多様なニーズにきめ細かく対応した支援や精神的なサポートなどを行っていくよう、市民や民間団体等による非公的（インフォーマル）な活動や事業の推進や連携を図ります。

そのために、地域福祉活動を行うボランティア等の養成や、活動に対する支援を行います。

また、公的なサービスと非公的な活動・事業が効果的に連携した支援体制の確立や、個別ケア会議などを推進していきます。

（２）家族介護者等への支援

①障がい福祉サービス等の利用促進

障がいのある人を介護している家族等の負担を軽減するために、適切な相談支援を行い、サービスにつなぐ取り組みを推進します。

②介護者の健康管理への支援

介護をしている家族等に健康診査や健康相談等の利用を呼びかけていくとともに、介護者向けの健康教室の開催を推進していきます。

③介護者の交流や学習活動等への支援

介護をしている家族同士が、悩みや経験を出しあいながら支えあったり、交流や学習を通じて介護の負担を軽減できるよう、介護者による主体的な活動を推進、支援します。

難病：9ページの解説を参照。

高次脳機能障がい：9ページの解説を参照。

重症心身障がい：9ページの解説を参照。

インフォーマルなサービス：6ページの解説を参照。

(3) 余暇活動の充実

障がいのある人の生活の質を高めるために、参加しやすい生涯学習、生涯スポーツ、文化、レクリエーション等の活動の場づくりを推進し、余暇活動への参加を促進します。

(4) 住まいの確保

①居住系サービスの充実

地域で自立した生活を送っていくための拠点として、グループホーム、ケアホームなどの施設や人材の確保を、福祉サービス事業者等と連携して推進します。

また、地域住民等の協力を得ながら、グループホーム、ケアホーム等で生活している人の地域交流を進めていきます。

②地域での自立生活に向けた住宅確保の推進

地域で自立して生活できる住宅を確保していくために、不動産事業者や地域住民等の理解を得るよう啓発などを行うとともに、民間賃貸住宅等の利用を推進するよう入居支援を行っていきます。

(5) 経済的な自立に向けた支援

①年金・手当等の充実

経済的に自立した生活を送るために、年金・手当の充実に向けて、国や県に要望していきます。

また、年金や手当等の支給に関する情報提供や支援を行っていきます。

②福祉サービス・医療等の利用に関する負担の軽減

所得が低い人などの福祉サービスや医療等の利用者負担の軽減など、諸制度の改善や支援措置の充実を国や県に要望していきます。

また、社会参加を促進するために、公共交通機関や施設利用等に関する料金の減免措置等を充実していくよう、各方面に働きかけます。

③金銭管理に関する支援の推進

判断能力に不安がある人の日常の金銭管理や、消費者被害等の防止などを支援し、経済的な自立を進めていくよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

成年後見制度：15ページの解説を参照。

日常生活自立支援事業：14ページの解説を参照。

3. 健康の保持・増進への支援

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、誰もが健康な身体とところをつくっていくよう、市民の主体的な健康づくりの取り組みと、年代や障がいの種別に応じたきめ細かな保健サービスの対応が求められます。

本市では各種の健康診査を実施して、疾病や障がいの早期発見・早期治療に努めています。また、障がいのある人に対する医療費助成を行っていますが、なお一層、医療、リハビリテーションの充実が必要となっています。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

『今後の生活に対する不安』として、62.4%と最も多くの人が「健康のこと（病気など）」と答えています。

【基本方針】

○「いきいきと輝ける暮らし」を実現していくために健康な身体とところをつくっていくよう、障がいの特性に配慮した健康づくりへの支援や、医療、リハビリテーションの充実を図ります。

【基本計画】

（1）健康づくりへの支援

①主体的な健康づくりの推進

「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康管理や健康づくりに主体的に取り組んでいくよう、啓発や学習機会の提供を充実していきます。

②保健サービスの充実

健康の維持・増進を図るとともに、二次障がいを予防していくために、健康診査、健康相談、健康教室などの保健サービスの利用を促進するよう、障がい者団体や福祉サービス事業者、医療機関等とも協力しながら、情報提供を行います。

③こころの健康づくりへの支援

障がいのある人のこころの健康づくりのために、各種相談支援の充実を図ります。

（2）医療やリハビリテーションの充実

①地域医療の推進

障がいのある人がより安心して地域の医療機関を利用できるようにしていくために、障がいについての理解が一層深まるよう、医師会等と協力して推進していきます。

②医学的リハビリテーションの充実

障がいのある人の回復期・維持期の医学的リハビリテーションを充実していくよう、医療機関等と連携して推進します。

Ⅱ. 生涯を通じた発達と社会参加支援のしくみをつくる

1. 系統的な発達支援システムの確立

【現状と課題】

障がいのある子ども一人ひとりが、社会の中で主体性を発揮して生活を送っていくためには、保健・医療・福祉、教育、労働等の分野が一体となって、障がいのある子どもや保護者を支援することが重要です。

障がいのある子どもの将来を見据えた各年代での支援がつながるよう、各機関が連携して支援できる体制の構築が必要となっています。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

障がいのある子どもの保護者に『相談窓口で必要なこと』を尋ねると、69.2%の人が「一貫した相談支援体制を充実する」と答えています。

【基本方針】

○発達に支援が必要な子どもや家族を系統的、継続的に支援していくよう、保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関が連携した「発達支援システム」を確立します。

【基本計画】

（1）発達支援体制の確立・推進

①発達支援システムの構築

乳幼児期、学齢期から就労期までの障がいのある子どもを、保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関が横断的に連携し、個人情報と保護しつつ情報を共有しながら、一貫した支援のしくみとして「発達支援システム」を構築していきます。

そのために、関係機関等とのコーディネートや情報共有を進め、総合的な情報提供や相談支援を行うための組織と拠点づくりを推進します。

②発達障がい児等に対する支援

発達支援システムでは、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、高機能自閉症、注意欠陥多動性障がい、学習障がいなどの発達障がいがある子どもや家族等への支援を行います。

高機能自閉症：知的障がいをとまなわない自閉症。適切な対人関係を形成することなどに障がいが見られる。

注意欠陥多動性障がい：注意障がい、多動性、衝動性を特徴とする行動の障がい。

学習障がい：知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち特定の能力に著しい困難がある発達障がい。

2. 早期療育と保育の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につなぐことは重要なことであり、乳幼児期から安心して療育や保育が受けられる基盤づくりが求められています。

本市では乳幼児健診等を実施し、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもの早期発見に取り組んでいます。また、市内の保育所(園)等で障がい児保育を実施するとともに、子育て支援センターなどで育児等に関する相談を行っています。

(アンケート調査の結果からみたニーズと課題)

障がいのある子どもの保護者に『困った時の相談相手』を尋ねると、「保育所等」が52.3%、「病院」が49.5%であるのに対して、「友人や知人」と答えた人は53.3%と「家族・親族」以外で最も多くなっています。障がいや発達について気軽に相談できる体制の充実が必要だといえます。

【基本方針】

- 障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを、保護者等の理解と信頼を得ながら、早期に適切な支援につないでいきます。
- 一人ひとりの子どもに応じた療育や保育を行っていくよう、専門機関等と連携しながら、体制の充実を図ります。

【基本計画】

(1) 障がい児の早期発見・早期療育の充実

①早期発見体制の充実

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につないでいくよう、早期発見体制の充実を図ります。

そのために、乳幼児健診等の母子保健事業の充実を図るとともに、母子に身近に接する医療機関等との連携を強化し、障がいや発達について保護者等が気軽に相談できる体制を充実していきます。

また、保育所(園)等で保育士等が障がい等に気づき、保護者等の相談に対応しながら必要な支援につないでいけるよう、情報提供や研修等の充実を図るとともに、発達支援システムのなかでの連携を進めていきます。

②早期療育体制の充実

早期療育を充実していくよう、保育所(園)、幼稚園や専門機関等が一層連携できる体制づくりを推進するとともに、発達に支援が必要な子どもを総合的・定期的に把握し、支援できる体制を充実します。

また、個別の専門的な療育が受けられるよう、関係機関等との連携を強化していきます。

③発達に関する保護者等の理解の推進

障がいや発達に不安がある子どもの保護者等が、障がいや発達への理解とともに、発達支援システムが目指す考え方に納得し、共に取り組んでいけるよう啓発に努めていきます。

また、保護者等が安心して気軽に相談できる場づくりや、保健師等によるサポート体制の充実を図ります。

(2) 障がい児保育の充実

①障がい児保育体制の推進

障がいのある子どもの子育て支援を推進するよう、障がい児保育を継続して実施していきます。そのなかで、一人ひとりの障がいやニーズに応じた保育を行うよう、保育士等の理解と知識を深め、保育環境の充実を図っていきます。

②専門機関等との連携

保育所(園)等と地域の相談支援機関や専門機関等との連携を図り、巡回相談などを効果的に活用していきます。

3. 学齢期の子どもの教育・療育の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもが、社会の一員として主体性を発揮し、目標をもっていきいきと生活できるよう、就学指導委員会等を通じた就学時の相談や支援を行うとともに、小学校・中学校での特別支援教育を推進し、障がいのあるなしにかかわらず、子どもたちが互いに協力しながら学べるよう取り組んでいます。

また、障がいのある子どもの放課後や長期休業中の活動の場として、日中一時支援事業や放課後児童クラブでの受け入れなどを行っています。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

『長期休業や放課後を過ごす場の希望』として、32.7%の人が「児童デイサービス」、12.1%の人が「放課後児童クラブ」と答えています。

【基本方針】

- 「発達支援システム」での連携を図りながら、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- 教育と福祉の連携を充実し、学齢期の子どもに対する機能訓練や放課後等の活動への支援を充実します。

【基本計画】

（1）特別支援教育の充実

①就学指導の充実

一人ひとりのニーズに応じた教育を実現するため、乳幼児期の支援をふまえた就学時の相談や支援の充実を図ります。そのために、「発達支援システム」のなかで関係機関が連携し、情報の共有と的確な引き継ぎを通じて、系統的な支援を行っていきます。

②地域の学校での特別支援教育の充実

一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を、各校のコーディネーターが中心となって、個別の教育支援計画に基づき推進します。そのために、教職員の専門性を高めていくための研修を充実していくとともに、必要に応じて介助員等の配置や教育環境整備に努めます。

特別支援教育：障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

日中一時支援事業：障がいのある人の日中の活動の場を確保するとともに、介護している家族の一時的な休息などを支援する事業。

放課後児童クラブ：学校終了後や長期休業期間に、仕事などで保護者が家にはいない原則小学校低学年の児童に指導員が遊びや生活の場を提供する事業。市内に12か所設置している。

また、障がいのある子どもが適切な教育を受けられるよう、ニーズに応じた特別支援学級の設置を県に要望していきます。

③特別支援学校や専門機関等との連携

それぞれの地域の学校での特別支援教育を専門的な見地から支援していくよう、特別支援教育連携協議会や教育相談事例検討会などを通じて特別支援学校との連携を強化していきます。

また、学齢期の児童・生徒のニーズに応じた機能訓練等を行っていくよう、医療機関や専門機関と連携して検討していきます。

(2) 放課後や長期休業中の活動の場の確保

日中一時支援事業をはじめとする障がい福祉サービスを充実するとともに、障がいのある子どもの放課後や長期休業中の活動の場として、放課後児童クラブでの受け入れを継続して行っていきます。

特別支援学級：障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題をふまえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校：障がいにより学習上・生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。これまでの「盲学校・ろう学校・養護学校」が特別支援学校に一本化された。

特別支援教育：24ページの解説を参照。

日中一時支援事業：24ページの解説を参照。

放課後児童クラブ：24ページの解説を参照。

4. 社会参加活動の推進

【現状と課題】

地域の中で生きがいをもって生活していくうえでは、一人ひとりが主体的に社会参加することが大切です。また、障がいのある人のニーズをふまえながら、社会活動への参加を促進するしくみをつくるとともに、地域の人々が障がいや障がいのある人に対する理解と認識を深めていくことが重要です。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

『スポーツや運動』について「まったくしていない」人が36.5%もいます。また、『地域での活動や行事』についても、「参加したことがない」人が28.0%です。『外出の頻度』について「ほとんど外出しない」人は17.4%です。

一方、『参加したい活動』としては、37.2%の人が「地域の行事やおまつり」、23.0%の人が「音楽や絵画、工芸などの文化活動」、21.8%の人が「障がい者グループ・団体での活動」と答えています。

【基本方針】

- 生活の質を高めるために、生涯学習・生涯スポーツ等への参加を支援します。
- 「高参加・高福祉」の障がい者福祉を推進していくために、障がいのある人自身による交流、学習、地域福祉活動を支援します。

【基本計画】

（1）生涯学習等への参加の推進

障がいのある人の生涯学習活動や、各種サークル活動、地域イベント等への参加を、関係団体等と協力して推進します。

また、社会参加を支援するよう、移動支援、コミュニケーション支援等のサービスの充実や、活動を支援するボランティアの養成等を推進します。

（2）当事者活動の充実

①障がいのある人自身による主体的な活動への支援

障がいのある人が地域福祉活動等に主体的に取り組んでいくよう、障がい者団体等と協力しながら活動の場づくりや情報提供などを推進します。

また、障がい者団体による活動を一層活性化するために、メンバーの拡大や交流を進め、お互いの経験を活かした学習等の取り組みを充実していくとともに、市民、関係団体等と協働していくよう支援していきます。

②交流・学習の場の充実

障がいのある人が社会参加活動に主体的に参加する意欲を高めるために、障がいのある人同士が交流や学習を行う機会を充実していくよう、障がい者団体等と協力して推進します。

5. 就労支援の推進

【現状と課題】

働くことを通じて社会に参加するとともに、収入を得て経済的にも自立した生活を送るために、障がいのある人の働く権利を保障することが重要です。

本市では生産活動等を行う福祉的就労の場の確保等に努めてきました。一方、企業等における障がい者雇用を推進するよう、ハローワーク等と連携して取り組んでいますが、法定雇用率は達成されていないのが現状です。

働く意欲をもつ人に、適性と能力に応じた多様な就労の機会や場を提供していくよう、企業はもとより広く市民が障がいのある人の就労や雇用についての理解と認識を深めることが大切です。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

『現在の就業状況』について、65歳未満の人で「働いていない」人が44.0%ですが、『就労の希望』としては52.6%の人が「働きたい」と答えています。『希望する就労の条件』としては、「障がいにあった仕事であること」、「障がいに対する理解がある人がいること」、「仕事にやりがいを感じられること」などと答えた人が多くなっています。また、精神障がいのある人では「働く時間や働く時間帯を自分に合わせて選択できる」と答えた人が40.7%、「仕事の内容を自分に合わせて選択できる」と答えた人が39.8%います。

【基本方針】

○経済的な自立、働く権利の尊重、社会の一員としての参加などをすすめるために、障がいのある人がニーズに応じて企業等への一般就労や福祉的就労ができるよう、企業や関係機関等と連携しながら支援します。

【基本計画】

（1）就労支援ネットワークづくりの推進

①就労支援ネットワークづくりの推進

市、ハローワークや障害者職業センター、社会福祉協議会、福祉サービス事業者等の就労支援を行う機関、商工会議所・商工会や企業団体等による連絡会を設置し、障がいのある人の就労支援を効果的に進めていきます。

②総合的な相談支援とコーディネートの充実

ハローワーク、社会福祉協議会、障害者相談支援センター等で実施している障がいのある人の就労に関する相談支援を充実していくよう、連携を強化していき

障害者職業センター：ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、障がいのある人の就職に向けての相談や職業能力等の評価、就職前の支援、就職後の職場適応の援助等、個々の状況に応じた継続的なサービスを提供する機関。

障害者相談支援センター：12ページの解説を参照。

ます。

就労した人を継続的に支援していけるよう、各々の相談支援機関でコーディネーターができる体制を充実していくとともに、ジョブコーチ等の活用や連携を強化して、よりきめ細かく支援できるしくみづくりを検討していきます。

(2) 企業等における障がい者雇用の推進

①企業等への啓発

障がい者雇用に対する企業等の理解を深め、雇用の拡大に結びつけていくよう、ハローワークや就労支援を行う機関等と協力して啓発を推進します。そのために、「広報いが市」や関係機関・企業の機関紙等の活用や、セミナー等のイベント実施による情報発信を行っていきます。

障害者雇用促進法に基づき、さらに障がいのある人の雇用の促進に努めます。そのために、ハローワーク等と連携して企業等における法定雇用率の達成を促していきます。

また、企業等の意識やニーズ等を把握するためのアンケート調査の実施などにも取り組んでいきます。

②障がい者雇用を行う企業等に対する支援

障がい者雇用を促進するよう、障がい者雇用を検討している企業等からの相談に対応していくとともに、助成制度を活用するための助言や手続きの支援等をハローワークと連携して行っていきます。

障がい者を雇用している企業等に対して、障がいの特性などに応じた働きやすい環境を整備していくよう、相談やアドバイスなどを行う「ジョブサポーター」を養成していきます。

障がい者雇用についての意欲を高めるための方策として、障がい者雇用を積極的に行っている企業等を広報で紹介することなどを検討していきます。

③行政機関での障がい者雇用の推進

市役所での障がい者雇用の拡充を図るよう取り組みます。

また、市役所における障がい者職場実習モデル事業を継続的に実施し、その成果などの情報を企業等に提供して、企業等における障がい者雇用の推進を図ります。

ジョブコーチ：就労を希望する障がい者と一緒に職場へ行き、共に作業等をしながら働きやすいように援助を行うとともに、事業主や従業員への助言や職務、職場環境の改善の提案を行うなど、職場定着を支援する専門職。

ジョブサポーター：障がいのある人などが職場に適應できるよう、職場での直接支援や助言などを継続して行う専門職。ジョブコーチは障害者職業センターからの派遣で期間等も決まっており、その後の支援が必要な場合の事業として、伊賀市独自の制度として設置する予定。

障がい者職場実習モデル事業：市役所庁舎内で障がいのある人の職場実習を受け入れ、障がい者雇用の可能性について検討するとともに、市職員の障がいのある人に対する理解の促進を図ることを目的として伊賀市が実施している事業。

④就労に向けた訓練・実習等の充実

企業等で就労するための意欲や、企業が求める知識、技能などを身につけるよう、自立訓練事業や就労移行支援事業を推進します。

障害者トライアル雇用制度や職親制度、職場適応訓練事業などの委託訓練事業等を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練や実習を、就労支援を行う機関等と連携して推進します。

⑤職場定着のための支援

就労した人が職場に定着できるよう、企業等と相談支援機関等が連携し、生活面のサポートも含めた継続的な支援を行っていきます。

(3) 福祉的就労の推進

①日中活動系サービス等の充実

企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業等の充実を推進します。

②就労事業への支援

就労継続支援事業等での生産活動の充実と工賃の確保を図るために、企業等と連携して生産業務の拡大を推進します。

③在宅就業への支援

企業等だけでなく自宅でも仕事ができるよう、IT等を活用した在宅就業を支援します。

④ゴールド人材センターの検討

登録制で仕事を提供する「ゴールド人材センター」の設置について検討します。

自立訓練事業：一定の期間を定めて、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行う事業。
就労移行支援事業：企業等への就労を希望する障がい者に、一定の期間を定めて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業。
障害者トライアル雇用制度：障がい者に関する知識や雇用経験がないため雇用をためらっている事業所が、障がい者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れ、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。
職親制度：知的障がいのある人の雇用の促進と職場への定着をすすめるために、熱意のある事業経営者等（職親）のもとで一定の期間、生活指導や技能習得訓練等を行う事業。
職場適応訓練事業：障がい者の採用を希望する事業主に県が委託して能力に適した作業の訓練を行うことで、事業主や障がい者本人の不安を解消し、訓練終了後は引き続き雇用することを旨とする事業。
就労継続支援事業：企業等での就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業。
ゴールド人材センター：働く意志があっても障がいのため一般就労が困難な障がい者のために、希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を提供する事業として三重県が設置した「ゴールド人材センターみえ」の地域版。

Ⅲ. だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

1. 市民の理解と協働の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も安心して心豊かに暮らせる地域社会は、ノーマライゼーションの理念が行き届いた住みやすい社会であるといえます。そうした社会づくりを進めるためには、すべての人が障がいについて正しく理解し、認識を持つことが不可欠です。

近年、個人や団体が地域で積極的に活動するボランティアが増えており、福祉、環境、教育などさまざまな分野の活動に多数の市民が参加しています。また、市内でも平成19年12月現在で32のNPOが認証を受け、福祉、環境、芸術などさまざまな分野で活動しています。障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていけるよう、これらの活動をさらに推進していく必要があります。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

『制度や意識面での施策の希望』として、40.0%の人が「障がいや病気への正しい理解の啓発」と答えています。

また、精神障がいのある人では、44.3%の人が「近所の人たちとの付き合いが困難・できていない」と答えています。

【基本方針】

- 障がいのある人が地域とつながりをもって暮らしていけるよう、「障がいは特別なものではない」という理解を深めるための啓発や学習を、障がいのある人の参加を得ながら推進します。
- 障がいのあるなしにかかわらず、身近な地域で互いに支えあう活動を推進します。

【基本計画】

（1）障がいについての理解と学習の推進

①障がいについての理解の推進

市民一人ひとりが障がいを身近な問題として考えていけるよう、「広報いが市」やホームページ、各種パンフレット等を通じた啓発を推進します。

また、各種イベント等を通じて、障がいについての理解を呼びかけていきます。

これらの取り組みは、障がいのある人が主体的に参加するとともに、市民、事業者、関係機関・団体等と行政が協力して取り組んでいきます。

②学校での交流や体験学習の推進

障がいについて理解し、共に生きる意識や接し方を自然に身につけることができるよう、保育所(園)・幼稚園・小中学校等での取り組みを推進します。

そのために、特別支援教育とも連携し、体験や交流を活かした学習などの充実を図ります。

これらの取り組みを、障がいのある人の参加や関係機関・団体、地域等の協力を得ながら推進します。

③地域での福祉教育や交流・体験学習等の推進

地域住民の障がいについての理解を深めるために、障がい者団体や住民自治協議会等と協働して、交流や体験学習等の取り組みを推進します。

(2) 障がい者を支援する地域福祉活動の推進

①ボランティア等の養成と活動への支援

障がいのある人の生活を支援する活動を推進するよう、障がいについての理解・学習と連動させながら、ボランティア活動等の情報提供を行い、参加を呼びかけていきます。

また、ボランティア養成講座等を行っていくとともに、ボランティア活動・NPO活動を行っている市民や団体等への支援を行います。

ボランティア活動等に多様な層の市民が参加するよう、学校や企業等への呼びかけや、住民自治協議会等と協働した取り組み等を進めていきます。

②身近な地域での助け合い活動の推進

民生委員児童委員や福祉協力員などによる日常的な支援とともに、住民同士の助け合いのしくみづくりを検討していきます。

特別支援教育：24ページの解説を参照。
福祉協力員：13ページの解説を参照。

2. 快適で安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

誰もが心地よく安全に暮らせるまちをつくるため、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。

そして、地域の中で十分なコミュニケーションを確保していくことを通じて、障がいのある人が犯罪や災害に脅かされることがないように、安心して安全なまちづくりを進めることが必要です。

（アンケート調査の結果からみたニーズと課題）

『設備面での施策の希望』としては、「建物・乗物・道路等の段差の解消」と答えた人が42.4%、「利用しやすい多機能トイレの設置」と答えた人が38.8%います。

また、『災害発生時の不安』として、「どのような災害かすぐにわからない」、「障がい者に配慮した避難所がない」、「安全なところまで避難できない」などと、多くの人が答えています。

【基本方針】

- 誰もが心地よく安全に暮らせるまちづくりのために、お互いを理解する気持ちをもってユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 災害や犯罪に対して弱者となりやすい障がいのある人が安心して暮らせるよう、地域での日常的なつながりを大切にして支援するしくみをつくります。

【基本計画】

（1）ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

①公共施設や歩行空間等のユニバーサルデザイン化の推進

公共施設や歩行空間、公共交通機関等を誰もが心地よく利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。また、公共施設ユニバーサルデザイン調査は、結果を広報することで市民の理解を深め、施設の改修等へ反映できるようにしていくなど、調査結果の活用を図っていきます。

不特定多数の人が利用する民間の建築物についてもユニバーサルデザイン化を進めていくよう、市民や企業、建設事業者等の理解を深めていきます。

障がいのある人が公共施設等を利用しやすくするために、障がいのある人の参加を得て施設の改修等に関する検討を行うしくみづくりを検討します。

ユニバーサルデザイン：障がいの有無・年齢・性別・国籍等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

公共施設ユニバーサルデザイン調査：市内の公共施設についてユニバーサルデザインの観点に基づいた調査を行い、今後の施設改善や建設計画に反映することを目的とした事業。平成18年度から3年間で実施。

②情報のユニバーサルデザイン化の推進

視覚や聴覚に障がいのある人に必要な情報が伝わるよう、IT技術等も活用しながら各種情報のユニバーサルデザイン化を推進します。また、誰もがわかりやすい情報提供を行うよう取り組んでいきます。

公共機関や医療機関等での確なコミュニケーションができるよう、手話通訳者の配置や派遣等を推進します。また、社会参加を支援するための手話通訳者や要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援事業を充実していきます。

③ユニバーサルデザインに対する理解の推進

障がいについての理解を進めていく取り組みを通じて、ユニバーサルデザインの考え方を広く市民に呼びかけていきます。

(2) 移動に関する支援

地域で生活していくうえでの移動の利便性を高めていくよう、交通体系の整備を推進します。また、障がいのある人が公共交通等を安心して利用できるよう、交通関連施設や車両のユニバーサルデザイン化や利用時の配慮の充実などを、交通事業者等と協力して推進します。

障がいのある人の移動を支援するために、ガイドヘルパーの養成を推進するとともに、補助犬への理解などにも取り組みます。

(3) 防災、防犯に関する支援

①防災、防犯に関する意識づくりの推進

地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人や家族、支援者が防災や防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくよう、障がい者団体等と協力して情報提供や学習を充実していきます。

あわせて、災害時に備えた日常的な取り組みとして、住宅や家庭内の点検、地域とのつながりづくり、避難方法の確認などを推進していきます。

②支援が必要な人の把握とつながりづくりの推進

災害時に支援が必要な人を身近な地域で支えていくよう、個人情報保護しつつ個人のデータを登録し情報を共有するしくみづくりなどに、障がい者団体や住民自治協議会、民生委員児童委員協議会等と協力して取り組みます。

また、登録された情報などをもとに災害時に一人ひとりの安否確認や避難の支援などができるよう、地域ごとに体制づくりを検討していくとともに、いざというときに的確に対応できるよう、ふだんからの交流や訓練等を進めていきます。

ユニバーサルデザイン：33ページの解説を参照。

ガイドヘルパー：視覚障がいや全身性障がい（両上下肢に重度の障がい）、知的障がいがあるために移動が困難な人に、外出支援（外出時の介助や付き添い）をする人。

補助犬：身体障がい者の生活を支援する犬の総称。介助犬・聴導犬・盲導犬の3種があり、公共施設・公共交通機関・不特定多数が利用する民間施設での受け入れが義務付けられている。

③障がい配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進

災害時の避難所を障がいのある人が安心して利用できるよう、施設のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、介護やコミュニケーションを支援する体制づくりを、福祉サービス事業者やボランティア等と検討していきます。

また、地域住民が障がいの特性を理解し必要な支援ができるよう、障がいについての理解やふだんからの交流などを進めていくとともに、避難所での対応等に関するマニュアルづくりを推進します。

あわせて、一般の避難所で過ごすことが難しい人については福祉施設等で受け入れていく体制づくりを、福祉サービス事業者等と協力して検討していきます。

第5章 計画推進のための取り組み

(1) 地域自立支援協議会の設置・運営

地域自立支援協議会は、障害者自立支援法に基づく相談支援事業を実施していくうえで、中立・公平性の確保をはじめ事業を適切に運営するとともに、障がい者支援に関する機関・団体等のネットワークを構築し、困難ケースへの対応などを図っていく組織として位置づけられています。

本市では、こうした機能に加え、本計画の具体的な推進方策や進捗管理を含め、障がい者福祉を推進していくうえでのさまざまな協議を行っていく中核的な組織として「伊賀市障がい者地域自立支援協議会」を設置し、障がいのある人や保健・医療・福祉、教育、労働等に関わる幅広い機関の代表等の参加を得ながら、運営していきます。

地域自立支援協議会は、全体会に加えて、生活支援、発達支援、就労支援、まちづくり支援など、障がい者福祉の課題に応じた部会を設置し、本計画に位置づけている「相談支援ネットワーク」、「発達支援システム」、「就労支援ネットワーク」等と一体的に推進していきます。

(2) 市内推進委員会の設置・運営

地域自立支援協議会において協議された事項をはじめ、障がい者福祉に関して本市が実施していく事業についての役割分担や連携を進めていく市内組織として「伊賀市障がい者福祉計画市内推進委員会」を設置します。

本委員会は地域自立支援協議会の全体会および各部会と連携を図るよう、必要に応じてプロジェクトチーム等を設置し、関係機関・団体等の支援等も得ながら運営していきます。

(3) 事業を実施する体制の確保

一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていくために、各々の事業を的確に実施していくための人材を確保するとともに、専門性を高めていくよう、事業者等と協力して取り組んでいきます。

特に、福祉サービスの提供に従事する人材の確保が困難になっていることから、適切な報酬が得られるよう制度の充実を国に求めていくとともに、有資格者への呼びかけや新たな養成などにも取り組んでいきます。

また、的確な支援を行っていくうえでの「要」となる相談支援の充実を図っていくために、相談支援機関の体制と専門性を一層強化していくとともに、地域自立支援協議会等での議論を進め、個々の機関の専門性を活かした対応の充実を図っていきます。

(4) 市民や多様な団体等との協働

本市がめざす「高参加・高福祉」の障がい者福祉を進めていくには、多くの市民が障がい者福祉に関心をもち、一人ひとりができることに参加して、お互いに協力していくことが不可欠です。

そのために、地域福祉を推進するために設置している「地域福祉計画推進委員会」との連携も図りながら、市民や地域で活動しているさまざまな団体等が障がい者福祉に関わっていくよう、各事業等における協働や、活動に対する支援等を行っていきます。

また、地域と協働して取り組んでいく必要がある緊急の課題として、災害時の支援やいざというときのSOSを発見できるしくみづくりに取り組みます。そのために支援が必要な人の一定の個人情報保護しながら地域と共有できるよう、障がいのある人自身の理解を得ながら推進します。

(5) 国・県・関係機関等との連携

障害者自立支援法では、障がい福祉サービス等の提供主体が市町村に一元化されましたが、事業を推進していくうえでは、広域的な対応や高い専門性が必要な事業などについては国・県や専門の関係機関等との連携が不可欠です。

今後も国・県・関係機関等と連携を密にし、事業を実施していきます。

(6) 障がい者福祉の拠点づくり

障がいのある人への支援は生活のさまざまな分野にまたがり、多岐にわたっています。そのため、多くの機関等の関わりが必要です。

障がいに関するさまざまな相談に対応し、必要な窓口やサービス等に的確につないでいく「市民にわかりやすいワンストップの相談窓口」の機能をもち、障がい福祉サービスの提供や、障がい者福祉に関する地域福祉活動の場などにも活用できる障がい者福祉の拠点づくりについて検討していきます。

高参加・高福祉：1ページの解説を参照。

ワンストップの相談窓口：一つの窓口で必要となる事務を全て完了させられる窓口。

伊賀市障がい者福祉計画の体系

